

# 高岡市マンション管理適正化推進計画（素案）

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 149 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項のマンションの管理の適正化を図るための基本的な方針に基づき、必要な事項を以下のとおり定める。

## 1 対象区域 高岡市内全域

## 2 対象とするマンション

法第 2 条第 1 号に規定するマンション（以下「マンション」という。）

## 3 計画期間

令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間とし、社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 4 マンションの管理の適正化に関する目標

高岡市内におけるマンションの戸数は、「令和 5 年住宅・土地統計調査」において 2023 年 10 月時点で約 1,600 戸存在します。そのうち、一般的に高経年マンションと言われる築 40 年以上のマンションは約 700 戸と推計されますが、10 年後には約 1,000 戸、20 年後には約 1,500 戸と増加することが予想されます。

今後、このように高経年マンションの増加が予想されることを踏まえ、マンションの管理適正化を進めることとします。

## 5 マンションの管理の状況を把握するために講ずる措置

高岡市内におけるマンションの管理状況を把握するため、必要に応じて、管理状況についての現状調査等の実施を検討します。

## 6 マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

法に基づき、管理計画の認定事務を実施します。（認定は、（公財）マンション管理センターが発行する「事前確認適合証」の添付を求め、また同センターによる管理計画認定手続支援サービスを用いて行います。）

また、必要に応じて、国のマンション管理適正化指針に即し、助言・指導等を行います。

## 7 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項

高岡市マンション管理適正化指針については、国のマンション管理適正化指針と同様の内容とします。

## 8 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画の認定制度等について、市窓口やホームページ等を通じて、普及・啓発に努めます。